

○蒲郡市幸田町衛生組合斎場の設置 及び管理に関する条例

(平成二十八年三月二十八日)
条例 第一一八号

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百二十八条及び第二百四十四条の規定に基づき、蒲郡市幸田町衛生組合斎場(以下「斎場」という。)の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第二条 死体の火葬、葬儀、祭儀及び汚物等の焼却を行うため、斎場を設置する。

2 斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

一 名称 セレモニーホールとほね

二 位置 蒲郡市竹谷町玉ノ木五十七番地

(廃止)

第三条 斎場を廃止しようとするときは、蒲郡市幸田町衛生組合議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければなら

ない。

(利用時間等)

第四条 斎場の利用時間及び休業日は、規則で定める。

(利用者)

第五条 斎場を利用することができる者は、蒲郡市又は額田郡幸田町(以下「組合市町」という。)において住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)に基づいて住民基本台帳に記録されている者とする。

2 管理者は、前項に定める者のほか、適当と認める者に斎場を利用させることができる。

(利用の許可)

第六条 斎場を利用しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

2 管理者は、斎場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用許可の取消し)

第七条 管理者は、前条の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき、又は管理者が特別の理由があると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。

(使用料)

第八条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。
い。

(使用料の還付)

第九条 既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第十条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、使用料を減免することができる。

- 一 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)の規定に基づく生活扶助その他の扶助を受けているとき。
- 二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の規定に基づく生活支援給付その他の給付を受けているとき。
- 三 その他管理者が特別の理由があると認めるとき。

(手数料)

第十一条 分骨証明書及び火葬証明書の交付を受けようとする者は、それぞれ一件三百円の手数料を納付しなければならない。

(損害賠償)

第十二条 利用者は、施設及び設備を故意又は過失により損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、斎場に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(過料)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、五万円以下の過料を科することができる。

- 一 第六条第一項の許可を受けずに使用した者
 - 二 第七条の規定による許可の取消しに違反して使用した者
 - 三 その他不正の方法により利用の許可を受けて使用した者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科することができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内にお

いて規則で定める日から施行する。

(平成二八年規則第一号で平成二八年七月一三日から施行)

(準備行為)

2 この条例の規定に基づく利用許可のために必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

A〔蒲郡衛生二七〕

別表 (第8条関係)

区 分		単 位	使 用 料		備 考	
			組 合 市 町 居 住 者	そ の 他		
火 葬	12歳以上の死体	1 体	4,000円	60,000円		
	12歳未満の死体	1 体	3,000円	45,000円		
	死産児	1 体	1,000円	15,000円		
	産汚物	1 産	1,000円	4,000円		
	動 物	合 同 火 葬	5 kg 未 満 の も の	1 頭	1,000円	4,000円
			5 kg 以上 15kg 未 満 の も の	1 頭	2,000円	8,000円
			15kg 以上 の も の	1 頭	3,000円	12,000円
		個 別 火 葬		1 頭	15,000円	45,000円
葬祭室		7 時間以内	15,000円	30,000円	葬儀、祭儀のために使用する場合に限る。	
安置室		24時間以内	1,000円	2,000円	24時間を超えて使用する場合は、1時間(1時間に満たないときは、1時間とみなす。)を増すごとに当該使用料の1割に相当する額を加算する。	
待合室		3 時間以内	無 料	3,000円		

備考

「組合市町居住者」とは、死亡者にあつてはその死亡時の住所(住民基本台帳に記録されている住所をいう。以下同じ。)又はその喪主の住所、死胎にあつてはその死産時の父又は母の住所が組合市町にある者をいい、「その他」とはそれ以外の者をいう。